

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更）【3】」

2. 日時：令和3年7月9日 14時30分～15時10分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官◎、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力発電グループ副長◎ 他12名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 川内原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について「緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更」
- ・資料2 予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合の考え方について
- ・資料3 火山影響等発生時の緊急時対策所の居住性確保について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁のニシウチです。それではこれから川内原子力発電所の保安規定変更認可申請、当緊対組織省に関わるものですね、についてのヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。それでは九州電力のほうから説明をお願いします。
0:00:19	はい、九州電力の井上です。それでは説明を変えさせていただきます。資料については三つございまして資料 1 が審査会合資料案ということでお配りしております。資料 2 が補足説明資料を資料 3 として補足説明資料 60 ことで、
0:00:37	お送りしております。まず資料 1Eから変更点について主に御説明して参ります。VICTORIAだけして 1 ページをお願いいたします。
0:00:49	申請案件のところにちょっとわかりやすいようにですね、その代替緊待所から今回の設置工事、最終的には連絡通路を接続しての工事ということで、今後の流れがわかるような形にしてございまして、赤字のところですけども、緊急時対策所については段階的に設置工事を進めておりまして、
0:01:09	今回はこの下の図で見ますと、指揮所の設置工事に伴いまして代替緊対所の機能を移行するというので保安規定の申請を行っていますという旨を記載してございます。
0:01:22	次のページをお願いしますいたします。2 ページになります。
0:01:26	申請
0:01:27	正概要のところにつきましては
0:01:31	今回の設置の変更、設備変更につきまして全体的に今回保安規定の変更認可申請を行っているというもので赤字で追記してございます。
0:01:42	3 ページになります。
0:01:44	全体的なスケジュールっていうのが今回追加させていただいておりまして
0:01:50	現状申請しておりますが下の表で見ます保安規定ですけれども 6 月 8 日に変更認可申請を行って現状審査中ということで今後、
0:02:02	本気で施工すると代替緊待所から緊急時対策所指揮所に機能が移行しまして最終的には緊急時対策棟内ということで全体的な緊急時対策棟ができ上がるというスケジュールをお示しております。
0:02:16	次のページをお願いいたします。4 ページです。
0:02:19	こちらについて代替電源設備からの給電の項目になりますけれども、前回のヒアリングを踏まえましている緊急時対策所用の発電機車の電源系ということで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:31	発電機車 2 台をLCO設定することに直しましたので、赤字の部分を追記して まして、給電可能な容量を要しますが多重性を考慮し 2 台を設定しますという ことで、
0:02:42	こちらについては変更後のほうですけれども、今後補正する内容に中身につ いては入れ替えさせていただいております。
0:02:51	5 ページにつきましては変更ございません。
0:02:54	6 ページについても変更ございませんで、7 ページになります、右肩 7 ページ ですけれども、第 87 条、予防保全を目的とした目的とした点検保修を実施する 場合ということで、87 条適用する範囲A系統図ですけれども、こちらを追加。
0:03:11	してございます。
0:03:13	めくって 8 ページになります。
0:03:15	8 顔料適用する範囲におきます具体的な点検内容をこちらにお示してござい ます。
0:03:22	具体的には資料 2 の補足説明資料 5 の中で説明したいと思えます。
0:03:28	続きまして 9 ページになります。
0:03:30	こちらについても火山影響等発生時の居住性の確保につきまして、前回ヒアリ ングを踏まえまして今後補正をしていこうというふうに考えてございます。中身 につきましては補足説明を資料 3 の補足説明資料 6 で御説明いたします。
0:03:49	めくって 10 ページ 11 ページですが変更は特にございません。
0:03:53	FK資料に、
0:03:55	補足説明資料 5 のほうに入りたいと思えます。
0:03:59	予防保全を目的とした点検保修を実施する場合の考え方についてというこ とでめくって 2 ページですけれども、
0:04:07	本件変更に係る基本方針を抜粋してつけてございましたが、2 ページ目の増 えるほど、(2)の部分ですけれども、真ん中ほどのポツ重大事故等対処設備 の場合ということで、こちらを今回追記してございます。
0:04:24	めくっていただいて、4 ページになります。
0:04:28	前回のヒアリングにおきまして大体 9 代替緊待所の電源設備点検の考え方と 緊急時対策所指揮所の電源設備の具体的な点検内容等を御説明くださいと いうことでいただきましてはこちらを追加してございます。
0:04:44	(1)の考え方になりますけれども、緊急時対策所指揮所における予防保全を 目的とした点検保修を実施する場合に、倍の数値につきましては、前のペー ジに記載して七つ 2 ポツの考え方にに基づき実施することとしております。
0:05:00	対象設備につきましては緊急時対策所用発電車による電源系統を構成する 共通系統は高圧母線になりますので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:09	づい地表に第 1 表に示す通り、母線作業複数配置する構成であることは点検に一定の時間を要するというので 87 条の対象点検にしたいと考えております。
0:05:22	一方現在運用値の代替緊対所の電源系統というのは低圧母線でありまして、緊急時対策所、指揮所に比べまして、点検対象設備の少なく、その転勤は電路の絶縁抵抗試験などの簡易なものであることから、
0:05:37	代替緊急時対策所の機能に係る時間内に点検が実施可能であることということで第 87 条の適用を不要と整理してございました。
0:05:45	この考え方についてにおきましては、平成 29 年 4 月 24 日の面談でご説明をしております、
0:05:51	この中の(4)運転上の制限に抵触しない範疇での点検とそれに基づくものでございます。
0:05:59	下に参考として 10 抜粋で記載してございますが、
0:06:03	黒の四角で囲んでる部分④運転上の制限に抵触しない範疇での全県で
0:06:10	1 行目の後半からですが、SA設備のLCOが要求する動作可能であることは設置許可を設置変更許可に基づく使命時間までに起動する状態であることが要求されているということで代替緊対所につきましては、この範疇での作業ということで、
0:06:26	アヲハタ第 87 条の作業には該当しないという整理をしてございました。
0:06:32	めくって 5 ページになりますけれども、
0:06:36	こちらの緊急時対策所における電源設備の点検内容ということで一応代替緊待所と緊急時対策所指揮所の項目について整理をしてございます。
0:06:46	右側の代替緊待所提言いただきますと、コントロールセンターのA場合に当組む点検としまして外観点検動作確認、絶縁抵抗測定等やっております、これはまだ 1 時間以内に完了してございました。
0:07:01	下階左側の緊急時対策所の指揮所につきましては、メタルフラット開閉装置へ動力変圧器パワーセンター、コントロールセンター、
0:07:10	多分すべての機器に対しまして再掲でも 2 時間以上はかかるということで 87 条の適用にさせていただきたいというふうに考えております。この時間につきましては、
0:07:22	類似する設備の点検時間から想定してお出ししているものになりまして、
0:07:28	連携を実施する作業員の人数や点検の細分化によって点検時間は変わるものというふうに考えております。
0:07:38	補足説明資料の御説明を
0:07:41	以上となります。それでは資料 3、補足説明資料の 6。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:46	いっぱい出させていただきます。
0:07:48	電力ミヤモトでございます。資料 6 火山についての説明をさせていただきました先輩やりを受けて説明をさせていただいております。1 まず 1 ページ目ですけれども、憲法典内容の変更後、
0:08:04	緊急時対策所括弧事象のところの対応を修正しております。換気空調設備の停止及び居住性確保に必要な扉の開閉を確認する。
0:08:15	ということと感知設備、定修には酸素、二酸化炭素濃度計を確認するのを確認するということを追加しております、こちらを保安規定。
0:08:27	にも記載したいなと考えております。
0:08:30	1 ポツ 1 の内容、1 ポツ 1 の中にも同様なこと書いておりまして、またからの記載ですけれども、換気設備の停止中。
0:08:40	は酸素濃度と二酸化炭素濃度を監視し、必要により、建家扉を開放して的環境を行うこととするということを伝えております。
0:08:49	デイサイトの扉についてですけれども、
0:08:52	3 ページをお願いします。
0:08:55	3 ページに対象の扉を記載しております、
0:08:59	赤赤丸、
0:09:02	6 ヶ所、全部で地下地上 1 階地上 1 階階 2 階で合わせて全部で 4 ヶ所ございますけれども、
0:09:12	こちらの階段スズキなどをつなぐ扉公開確認することで必要な体積を確保できるというふうに考えております。
0:09:22	また濃度が、
0:09:24	厳しくなっていく酸素濃度二酸化炭素厳しくなると、この緑の丸建屋入口扉は、
0:09:32	そう開けることで外挿。
0:09:35	津波外気を取り入れることで居住性を確保するというふうに考えております。
0:09:42	また戻って戻っていただいて 2 ページ。
0:09:45	のところに
0:09:47	それぞれの施設に対しての火山時の対応を再度今着手判断につきましては緊急対策所代替緊待所を中央制御室同様にして、規制庁が発表する。
0:10:04	降灰予報等により、
0:10:06	多量、
0:10:08	の降灰が予想された場合などで着手するというふうにしておりますような内容は緊待所では先ほど御説明させていただいた内容で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:17	中央制御室についても外気を遮断へ帰る循環によって外気を遮断して山荘二酸化炭素濃度監視して、適宜行っていくような形になっておりますし、予算の説明は以上でございます。
0:10:35	はい。
0:10:37	含めてちょっとなります。
0:10:39	はい。原子力規制庁のニシウチです。
0:10:43	それでは資料ごとに区切って確認を進めていこうかなと思いますけども、
0:10:50	資料 1 はちょっと最後にまとめてですがあと資料 2 の補足説明資料の 5。
0:10:56	について、10 まずいきたいと思いますけど。
0:11:04	まず今までの汚染、全体の代替緊急時対策所における考え方と、また今回、それを新しく追加する理由っていうところの説明はまず象徴しました。
0:11:16	その上で、この使命時間ですかね。
0:11:21	設置変更許可に基づく使命時間で当面何時の資料だと有効性評価において期待される時間と書いてますけども、これ具体的に緊急時対策所の場合を、
0:11:33	どういう考えで何時間に設定しているんでしょうか。
0:11:41	すでに杭の上ですね、設置許可の技術的能力の中で御説明しておりまして、緊急時対策所の電源設備換気設備を起動しまして、最終的に緊急時対策所として立ち上がるまでに時までの時間として 2 時間。
0:11:57	見込んでいるということになります。
0:12:02	規制庁ニシウチです。これはとか有効性を今回の緊対においては有効性評価上の時間ではそもそも有効性評価上出てこないの設備になるのでそこの話ではなくって、技能の
0:12:16	手順のところですかね、その時間をもとに設定をしているという理解でいいですか。
0:12:22	電力イノウエです。もう理解の通りでよろしいかと思います。承知しました規制庁ニシウチです。ちょっとまず使命時間具体的に緊対の場合どう設定しているのかということも少し事実か系を明確に説明資料に反映いただくようお願いしてもいいですか。
0:12:40	いずれアーキノウエです。
0:12:42	了解いたしました。
0:12:44	はい。規制庁ニシウチです。その植えて、
0:12:47	今回の具体的な点検内容の 5 ページの第 1 票ですかね、のところをちょっと確認をしたいんですけど。
0:12:59	ちょっと関連してまず資料 1 にも書いて、説明はあったと思うんですけど、資料 1-5 ページ目、その 466 ページ目。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:08	資料 1-6 ページ目のところで概要として、こちらでもまず説明をいただいているんですけど、ここだとの 1 行目のところで、代替緊対の場合は低圧母線なので不要で今回は高圧母線だから、必要ってというような流れで説明があるんですけど。
0:13:27	一方で、この第 1 表とその前の説明補足説明書のほうの説明を聞くと、まず高圧低圧の境目というよりかは何か単純に母線規模、
0:13:38	点検対象設備の規模感で変わってきているのかなという理解をしたんですけど、具体的にコントロールセンターとか低圧母線ですけど結局、代替緊対はいらないけど今回はいるっていう話になっているので、ちょっとそこを明確に正確に説明をお願いしたいんですけど。
0:13:56	はい。
0:13:59	九州電力のカミヤです。
0:14:03	石井さんがおっしゃる通り、
0:14:06	資料 1 の項では
0:14:08	高圧母線と低圧母線という言い方にはなっていますが、
0:14:16	それも案もあるんですけども、やはり
0:14:19	母線数として多くみエーツで点検普通の面数として多くなってございます。その代替緊対所に比べて緊対のほうは規模として大きくなってございますので、点検時間がかかるということに
0:14:34	なります。
0:14:37	以上です。うん。規制庁ニシウチです。承知しました等であれば、少なくとも概要パートの方の説明文だけ読むとですね、低圧高圧でそれが支配的な要因として、点検時間が変わっているように読めるのでそこは正確に表現をいただくようにまずお願いします。
0:14:57	その上で追加なんですけど、第 1 表の米印の 3 のところで類似する設備の点検時間から想定した点検時間を今回記載しているという説明がありますけど、これ具体的に類似する設備テーマ例えばその原子炉建屋側の
0:15:15	非常用母線ないし常用母線とかそういうことですかね、何を参考に想定したかっていうと類似する設備をだけ教えて欲しいんですけど。
0:15:25	九州電力のカミヤです。
0:15:27	当市さんのおっしゃる通り
0:15:29	既設側ですねえとメタクラパワーセンターコントセンターの点検、
0:15:35	というところの時間をもっとに算出しておりますして新しいこちらも
0:15:41	全く同じ面するところセンスではないのでそこから少し
0:15:46	定例的に見て、この時間を設定してございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:50	以上です。
0:15:51	規制庁に周知です承知しますと、
0:15:55	まず承知しましたのでその上で括弧書きで書いている点検の細分化っていう話なんですけど。
0:16:01	これはあれですかねその例えばメタルクラウド開閉装置でいうと、この盤単位盤の点検時間約1日っていうものをさらに細分化できる可能性があるっていうことですか。
0:16:19	要は結局バンテ
0:16:22	母線自体は1本じゃないですか。確かにしゃ断器とかの場合は個別庫各盤いくつか御説明てると思いますけど結局母線ってなると一体で点検をしないといけなような気もしているんですけど、そこら辺の細分化できるっていうのは具体的にどういう細分化が今検討
0:16:40	考えているのかっていう現時点で話せる範囲で構わないんですけど、何か具体的なものにも話しているものがありますか。なければちょっと今後の事実確認とか普通進めていく中で具体的に説明いただければと思うんですけど。
0:16:55	はい。かりまして、九州電力のカネイズミでございます。ご質問に関しましてちょっとわかりづらい点があったというところでは
0:17:05	大変ちょっと書きぶりについてはまだ今後調整よそかなと思ってございますが、やはり寝たりメタルクラウド6.6kVという大きな電圧を図って等を扱う一般でございまして、その盤の
0:17:20	数台ある遮断器の中の
0:17:25	内訳とかをすることによって、多少人の手配や、その点検の分配の仕方によって、時間が変わるということを期待を記載した次第でございます。以上です。
0:17:42	規制庁ニシウチです承知しますと、ちょっと改めて具体的なところを確認をさせていただくかもしれませんが現時点では用よくわかりましたありがとうございます。
0:17:56	補足説明資料の5ニコン指定を現時点で私からは以上ですけども、他に規制庁側から何か確認でありますか。よろしいですか。
0:18:09	よろしいですかね。はい。続けて、私の方からまたすみません、資料3のほうの確認をさせていただきたいんですけど。
0:18:20	同資料3ー火山影響のほうの話ですね、ちょっとまず全停から母確認をしたいんですけど、前回私のほうからは単純に中層だとか、今までの代替緊対の手順、まああの着手判断たく収着集判断とか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:37	また具体的な対応内容とか踏まえて、その全体像を含めて説明して整理をして説明するっていうことをお願いしたつもりなんですけど、その整理をする上で、
0:18:49	今の申請書上だと換気設備の停止だけを書いていますけど。
0:18:53	その居住性確保に必要な扉の開放状態だとか、あとは換気設備定修のその酸素濃度、二酸化炭素濃度の監視っていうことも必要だと考えて補正を今後するというのがという説明があったと理解していいですか。
0:19:11	はい、九州電力ミヤモトでございますその認識で結構でございます。以上です。規制庁ニシウチですよくわかりました。
0:19:21	はい、ありがとうございます。
0:19:23	ちょっと細かい点になるんですけど、3 ページ目のところ、資料 3-3 ページ目の平面図のところですね。
0:19:37	まず一義的に開けるのはこの赤丸の部分ですと、
0:19:42	酸素濃度の二酸化炭素の監視して
0:19:48	評価上想定できていないっていうんですかね。偏りとか、まああの辺 10 があつた場合、酸素濃度とかの返事があつた場合に、もし許容値に対して厳しくなるようなことがあればこの緑色の部分を追加で開けるということですけど、これ具体的にはまだあれですよこの緑の部分だけじゃなくて、
0:20:06	それに繋がる扉とか、もちろんすべて開放した上でツーツーにするっていう理解でまずいんですよ。
0:20:12	はい、九州電力ミヤモトでご理解よろしいですか。了解しましたちょっとこの資料だけだとなんか入口扉だけをあけるように見えて入口扉だけを開けてその奥の扉をなんか全くさわらないのかなっていう気もしていて、そこをどうなんですけど、もともとあいているものなんでしたっけ、どういう整理なんでしたっけ。
0:20:31	こちら局ミヤモトで損保はもともと閉まっているようなものになりますので、
0:20:36	はい、操作が必要になるかもわかりました
0:20:40	一応今の記載だと保安規定上は当監視っていうところまでで担保するっていうところだと思っていて、それ以降の話は二次文書とかの下位文書で明確にしておきますっていう説明と理解していいですか。
0:20:54	九州電力ミヤモトです。はい、その御理解でよろしいですかしゃべつすねと規制庁ニシウチです承知しました。ちょっとあの資料上はここだけをあけるのかそれ以外の部分を開けるのかっていうと関連するところが見えづらいなと思ったので、ちょっとそこだけ明確にまず資料上もしておいていただければなと思いますというのがまず 1 点目です。
0:21:17	まずここまでよろしいですかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:20	背景市内に行くミヤモトです。はい、拝承しました。
0:21:23	はい。その上で、これ結局ごめんなさい
0:21:28	変更前の大体近大の場合は建屋入口分ける場合は仮設フィルタを食うとしてますけど。
0:21:34	今回、追加で当建屋入口をあけなきゃいけない場合には仮設フィルタをくんですかね。
0:21:45	電力ミヤモトですと
0:21:50	はい。
0:21:53	九州電力ミヤモトです。今回変更後の緊待所につきましては、常時開放が必要になりまして、
0:22:01	代替緊待所地学常時開放が必要になりますので、
0:22:05	飼い主には限定的と考えられますので、平たん設置までは不要と考えております。
0:22:12	はい。
0:22:13	規制庁ニシウチです。まず対応わかりましたと。
0:22:21	あれですよねその酸素濃度とか厳しくなったら、一時的に建屋入口扉を開けて十分なりを換気ができたらまた閉める運用ってということですかね。
0:22:33	はい、九州電力ミヤモトですはいその御理解で結構です。わかります通りでちょっとそこら辺の趣旨もわかるように明確に書いておいて欲しいなと思ったのがまず1点です。その上で、
0:22:47	実際建屋入口扉をあけると。
0:22:51	もちろん火山灰入って来もんですよ。
0:22:54	購買10に開けるってことを考えると、ここら辺ってチェンジングエリアとかで
0:23:01	基本その何ていうんですかねその広告火山灰によって機能喪失するようなSA設備とかが置かれているわけではないと思うんですけど、一方でチェンジングエリアとしては使用するものなのでそういう意味では
0:23:13	狭清掃とかなんですかね、必要な清掃とか行われるようあの汚染拡大しないように変な異物とか置かれないような状態にはキープできるっていうそういう理解でいいですか。
0:23:25	はい、九州電力ミヤモトでございます。火山、
0:23:28	そうですね。ええと火山事象の際にはSA事象との重畳は考えておりませんので、火山事象がおさまり次第清掃だったりを行って、
0:23:42	荷揚クリアの
0:23:45	清掃等を行うというふうに考えております。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:49	ニシウチです。了解しましたそうですね、確かに生徒重畳考慮していないので、対応が終わり次第清掃します。あとはDB設備とかももちろんチェンジングエリア付近にはそもそも内容って理解でいいんですよね。
0:24:04	はい、九州電力ミヤモトでその御理解で結構でございます。承知しました。そこら辺の清掃とかの話も含めて少し明確に補足説明資料ではしていただければなと思いますのでちょっと資料の拡充をお願いをできればと思うんですけどよろしいですか。
0:24:22	はい、九州電力ミヤモトです。はい、承知しました。
0:24:27	はい。ありがとうございます。
0:24:32	はい。私からはほぼ
0:24:35	そっか、ちょっと後すいません火山 2
0:24:38	勘案してというか、若干その火山に関連してっていうわけじゃないんですけど、
0:24:44	今のこの第 1 図の平面図で開けるとしている赤丸の階段室の扉あるじゃないですか。
0:24:50	これって結局
0:24:53	1 ポツ、1 ページ目の具体の手順のところだと、必要な扉の開放を確認するっていう言い回しになっていて、これはあれなんですよ、もともとは事故対応とかをしていない、緊急時対策本部が立ち上がっていない通常時の状態だとそもそもあいているものという理解でいいんですかね確か前回の日
0:25:13	ヒアリングなど常時開という運用をしているっていう話を聞いた気がするんですけど。
0:25:18	はい、九州電力ミヤモトでございます。
0:25:21	御認識の通り、図 1 例を示しております。
0:25:26	4 ヶ所の高まりにつきましては会長に書いております。以上です。
0:25:31	規制庁ニシウチです承知しました。
0:25:35	徳間常時開の状態だから開放をするという手順じゃなくてその解放状態を確認するという手順を考えているということですかね。
0:25:46	椅子電力ミヤモトです。今期の通りです。規制庁ニシウチです承知しましたので、ちょっとそんでそこを聞いたかっていうと、火山に関連する話じゃなくなってくるんですけど、そもそもの緊対の立ち上げ手順のほうになるんですけど。
0:26:02	そっちのほうでSNLタイミングで、非常用の空気浄化ファンとかを設置起動させると思うんですけど、その際には、工認図書上も許可にも書いてあったかな、工認と重畳少なくとも機密バウンダリは、
0:26:18	そしてこの階段室の扉を閉めている状態での評価をしていると思うんですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:25	そうすると、少なくとも非常用空気浄化ファンとかを起動するタイミングそれら 運転するタイミングではその機密バウンダリが構成されている状態で起動す る。
0:26:35	運転をするものと理解をしていたんですけどそういう理解でいいですか。
0:26:44	要は改ざんしてあけたまま空気浄化ファンを運転するのか、もしくは、もちろ ん占めて後任評価上の機密バウンダリと同じ状態にして起動するのか、どち らが実際考えていることなんでしょうかね。
0:26:59	所電力ミヤモトでございます。こちらの資料3で言いますと、図1の地上1 階、
0:27:07	赤丸が2行あるんですけども、右下、左下の丸の
0:27:13	の扉については、経営にして、
0:27:17	空調などの立上げを行うように考えております。
0:27:21	以上です。
0:27:23	ニシウチでさそうですね、確かにここが機密バウンダリのラインで例えばここを 閉めるっっちゃうことですね。
0:27:30	わかりましたと。
0:27:32	今火山のほうについては、居住性確保に必要な扉の開放状態を確認するとい う手順を補正するというんですけど、そうするとそのそもそも緊対の立ち上げ 手順もその空気浄化ファンとかのまあ空調設備を使用するときにも、
0:27:49	常時開の運用集扉なのでむしろそちら側のほうにもその機密バウンダリの構 成。
0:27:56	向性状態扉の開放まあ閉止状態ですから、そっちの場合だということを確認 するという手順を明確化したほうがいいのかなという気がしますけどもちょっと そこら辺も整理をいただければなと思います。併せてですね、課題影響に関し てだけちょっと整理いただくのじゃなくて、
0:28:14	全体を踏まえて、その部分の補正はいただければいいのかなと思います。 よろしくをお願いします。
0:28:21	はい、九州電力美浜本部等でございます。
0:28:24	ご指摘了解しました。以上です。
0:28:28	うん、はい。
0:28:30	まずは事実確認のフェーズですので、
0:28:35	緊対立上げ手順については少なくとも閉める運用をするところを閉める 閉めていることを確認した状態で起動するという手順を考えているということで 承知をしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:48	はい。補足説明資料 6 関連私からは以上ですけども、規制庁側よろしいですかね。
0:28:56	よろしいですかね。はい。
0:29:00	ありがとうございます。あと私から最後
0:29:07	資料 1 についてですけども、
0:29:14	ちょっと若干事務的な確認になってしまうんですけど 3 ページ目のスケジュールのところですけど。
0:29:29	これ、第 2 回の場合は保安規定のほうですねすいません、保安規定の第 2 回の連絡通路を接続した後の保安規定、
0:29:41	これもこの時期に現状はその辺申請を予定しているっていう理解でいいですかね。
0:29:47	今のところはこれぐらいの時期に予定をしているってことですか。
0:29:51	うち電力のイノウエです。現状は 6 月上旬ぐらいめどに考えております。
0:29:58	ほかにありますし、と。
0:30:00	これちょっと今回の申請会議にはなるんですけど。
0:30:04	この連絡通路も接続にあたって、
0:30:07	本規定って
0:30:09	手順と関わる場所ってあるんですかね、今申請されている内容を踏まえるとあまりないのかなと思ってたんですけど。
0:30:19	電力の井上です。基本的には名称の変更だけかというふうには考えてございます。以上です。なるほど。規制庁ニシウチです承知しますと、
0:30:31	そうするとあれですね、もう
0:30:34	具体的な手順とか設備の運用とかに変更があるわけではないということですね。
0:30:42	わかりました具体的には申請いただいてから、こちらについては審査させていただきますので、まず現状は、それから承知をしました。
0:30:51	あっ等は、
0:30:57	これ先ほど補足説明資料 5 のところでもお話ししましたけど、6 ページ目の説明ですかね。
0:31:06	えっと低圧母線高圧母線っていう形で点検時間が何か左右されるような記載になっているのでそこは正確に表現をお願いします。
0:31:18	要するに繰り延べし了解いたしました。
0:31:21	そこ御社と 7 ページ目のところはさっきの捕捉補足説明資料 5 の関係でお聞きすればよかったんですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:28	ちょっとすみません私あんまりハーグできないところが1個だけあって、この系統図の中で、
0:31:34	コントロールセンターの先に
0:31:38	計装用電源切替盤とかがあって、その右っかわの方でタービンコントロールセンターから引っ張ってくるラインがあるじゃないですか。
0:31:48	これってどういう位置付けでこの設備があるんですしたっけ。
0:31:54	層序わかりますでございますが、今国会とさせてもらってもよろしいでしょうか。はいどうぞ。すみません。はい。この下にですね計装電源の下にしかも発光型のところにあるんですけど、必要なのかということで、
0:32:12	総合原子力防災ネットワーク、SPDS。
0:32:17	でありましたり、通信連絡設備といった緊急時対策棟にした緊急時対策所を運用するにあたって必要なインフラといいますか、各数は後はデジタル的に発電所の状況を見る。
0:32:36	システムの電源を必要といたしますので、上部の今回
0:32:45	保安規定上の87条を使って、電源のLCO規定をしようとしているところが停電になっても別回路で電源を使ってたの。
0:32:56	常時電源が給電できるような仕組みというか、システムにしてございます。その回路を
0:33:04	440Vのコントロールセンターよりもらってくるという会議をここに記載してございます。
0:33:14	規制庁に周知ですあ、なるほど。
0:33:18	承知しましたと
0:33:23	ちなみにこのタービンコントロールセンターから、
0:33:27	緊急棟コントロールセンターB緊急棟コントロールセンターっていうのは母線がありますけど、そこにぶら下がっているか、この注1注2で書いているかですかね、そこには供給できないっていう理解でいいですか。
0:33:43	あくまで中段の負荷に対して供給できるような電源系統って理解ですか。
0:33:49	九州電力のカネイズミでございます。
0:33:52	この440Vの例の緊急時対策棟、Bの緊急時対策棟というところに負荷がかなり大きな負担になってございます。大きなパンとかを回すような負荷になってございます。
0:34:07	こちらの方からの逆受電としてコントロールセンターの出野からの給電というのはできない状況になってございます。
0:34:17	規制庁ニシウチです。承知しました。なるほど。
0:34:22	わかりました。ありがとうございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:31	わかりました。続けて、
0:34:38	あと9ページ目の
0:34:41	等の火山影響の話については、補正いただいた後ですかね。この部分の変更前変更後の記載も更新はいただくようお願いします。
0:34:57	というところが外へ資料1についてはそれくらいですかね。私からは今日の説明事項についての確認事項異常ですけども、ほか規制庁側からよろしいですか。
0:35:11	はい。
0:35:14	もしじゃ九州電力側からも特段説明事項に対しての補足確認等が特になければあとちょっとスケジュール感を確認させていただいて今日のヒアリングは終わりにしたいと思いますけども、何か全体通してありますでしょうか。
0:35:29	九州電力イノウエですけど、特にございません。はい。ありがとうございます。規制庁ニシウチですそれはちょっと最後にスケジュール感だけ確認をさせていただきます。後、
0:35:40	今のお話だと、前回のヒアリング時点ですでに補正をしますと言っていった電源系統のLCO上の要求台数と、あとは通信連絡設備等の台数変更ですかね。
0:35:54	そういった部分とあと今日の説明の中でありましたまま火山影響の話。
0:35:59	これについては事実確認を踏まえて九州電力として整理をし直して補正をするということだと承知をしますけど具体的にいつごろ補正をというのは何かありますでしょうか。
0:36:14	後ろイノウエです。来週7月13日、火曜日に補正申請を行いましていただきたいというふうに考えております。
0:36:22	規制庁ニシウチです補正予定含めて承知しました。先ほどお話した資料1どっか資料3とかの含めて補正した内容に腑に等含めて説明内容を改めてしっかり作っていただくようお願いします。
0:36:39	はい。補正書をまたいただくとして、それ以外の確認事項ですね資料拡張いただく部分については拡充次第、またご提出をいただければ私どものほうで確認を続け、続けさせていただきますのでよろしくお願いします。
0:36:55	規制庁側からスケジュール等を含めて、
0:36:59	席調査官よろしいですか。
0:37:01	はい規定とのセキですと全体に関しては特にないんですがちょっとそこ、細かいところでちょっと話戻しちゃって申し訳ないんですけども、補足説明資料の電源のほうで負担を
0:37:17	何ページだったかなあと来票の表のところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:22	点検時間の積み上げされてるかと思うんですけど。
0:37:28	もう
0:37:31	アクセプト高圧と違いでいえばやっぱりもう
0:37:37	東電する時間等バス停作業できるようにするための準備時間っていうのがそれなりにかかるんじゃないかって気がするんですけどそういうのはなかなか含んじゃってるっていう理解なんでしょうか。特出しする必要性がないのかだけちょっと。
0:37:56	教えて確認させていただけますか。
0:38:02	九州電力のカネイズミでございます。今回この時間の設定に当たりますは、ちょっと細かい話ではございますがコントロールセンターとかでいきますと、今の代替緊待所でスイッチが6個ございます。それで、新しくつくります緊対等になりますと、
0:38:22	約100個ぐらいになるような規模でございます。これ一番大きなところを御説明させていただいてるところではございますが、その中でも、やはり保安規定のアヲハタとして作業をするということで、いかにその時間を短くするかっていうことで、
0:38:38	私どももこの検討させていただきまして、できるだけ短い時間約1日ぐらいで、まずしゃ断器を漸増として見て、その中の盤内の都道のバー線であったりとかそういうところにごみがないかとかいうチェックをする時間も含めまして、
0:38:57	約1日という計算をしてございます。できるだけ短い時間が
0:39:03	でやれるようにという今後の努力目標もございますが、今回お示してるような時間で点検したいと思ってございます。以上でございます。
0:39:13	規定と刻ま大粒いちいち期間がいいかどうかという話よりかは、ごめんなさいちょっと内訳を出すときに、
0:39:26	いわゆる高圧もう提出。
0:39:28	定置作業と復元作業に関する時間で一律ですかそれとも表としてだ出しておいたほうが説明上院でしょうかっていう、ちょっとそこも話だけすごい細かいこと聞いているだけなんですけど。
0:39:46	九州電力カネイズミでございます。内数に入れてございまして、この1日の中で、まずは電源落とす。上下の
0:39:57	サナキ落とす。そうとる、そういうのも含めた時間としてここに記載してございます。はい、事実関係わかりました以上です。
0:40:09	うん。
0:40:11	はい。規制庁に周知です。鈴木さんよろしいですかね。はい、ありがとうございます。九州電力から全体通して何かありますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:22	電力イノウエです。特段ございません。
0:40:26	はい。規制庁ニシウチです承知しますと。それでは今日のヒアリングはここまでにしたいと思います。ありがとうございました。
0:40:35	ありがとうございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。